

第 16 号

財産の処分について

財産を次のように処分することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

処分する財産の表示			処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地	面積			
土地	上益城郡益城町大字田原字上面ノ平2081番10ほか2筆	24,580.30平方メートル	合同会社テクノポリスセンター	UXイノベーションハブ整備用地	293,670,000 円

(提案理由)

熊本テクノ・リサーチパークの土地の一部をUXイノベーションハブ整備用地として処分する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。